不正行為の取扱いについて

理学研究科の入学試験において、公正かつ適切な試験実施を確保するため、不正行為を行った場合は、以下のとおり取り扱います。受験者は、あらかじめ内容を十分に確認し、試験監督者等の指示に従って受験してください。

下記の各事項は、実施する試験方法に応じて適用し、当該試験方法に該当しない事項は適用しません。なお、オンラインで試験を実施する場合は、別途定める取扱いによるものとします。

1 不正行為を行った場合の取扱い

試験時間中に不正行為を行った場合は、受験を中止させ、退室を命じるとともに、それ以後の受験を認めず、当該入学試験の成績を無効とする。また、提出書類に虚偽の記載その他の不正の事実が判明した場合は、入学後に判明した場合であっても、当該入学試験を不合格とし、厳正に対処する。

なお、状況により、警察への被害届の提出その他必要な措置を講じる場合がある。

2 不正行為に該当する行為

・出願書類、受験票、解答用紙等に故意に虚偽の記入をし、又は記載内容を改ざんすること。
・カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること等）をすること、又は他の受験者に答えを教えるなど、カンニングを手助けすること。
・試験時間中に、問題冊子を試験室から持ち出すこと。
・解答開始の指示前に問題冊子を開く、解答を始める、又は解答終了の指示後も解答を続けること。
・（特別に許可された場合を除き）試験時間中に、携帯電話、PC、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートグラス、スマートウォッチなど）、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー、電卓等の電子機器類を使用すること。
※イヤホンは、耳に装着していれば使用しているものとし、不正行為となります。
※試験時間中に通信機能のある電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートグラス、スマートウォッチなど）、タブレット端末、ワイヤレスイヤホン等）を、かばんの中に入れていなければ、電源が切られていても、使用しているものとし、不正行為とする（衣類のポケット等に入れていた場合も、使用しているものとし、不正行為とする）。

3 不正行為となることがある行為

・（特別に許可された場合を除き）試験時間中に、通信機能が無い電子機器類（電子辞書、IC レコーダー、音楽プレーヤー、電卓等）をかばん等にしまわず、身に付ける、又は手に

持つこと。
・携帯電話、スマートフォン、時計等の音や振動を長時間鳴らし、試験の進行に影響を与えること。
・試験に関して、自身又は他の受験者を利する虚偽の申出をすること。
・他の受験者の迷惑となる行為をすること。
・試験監督者等の指示に従わないこと。
・その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。